

福島復興再生基本方針（平成24年7月13日閣議決定）抜粋

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

事故後における東京電力株式会社福島第一原子力発電所の安全確保は、(1)の課題への対応の前提となる最も重要な課題である。このため、その安全性について避難者をはじめとする住民に疑念を持たれることがないように、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日原子力災害対策本部・政府・東京電力中長期対策会議）に基づき、国及び東京電力株式会社が密接に連携して、廃止措置等に向けた中長期の取組を引き続き着実に進めるものとする。

その際、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1～4号機は仮設の冷却施設を使用しているが、作業に伴う再臨界、水素爆発、汚染水の漏えい等を防止するとともに、自然災害の発生によって再び事故が拡大することのないよう、あらゆる可能性について検討のうえ万全の備えを講ずるものとする。

また、これらの取組状況について、福島県の住民及び国民ほかあらゆる者に対し迅速かつ分かりやすく公表し、透明性を確保するものとする。

さらに、事故を起こした原子炉及び長期間停止する原子炉の事故想定等（UPZ等の範囲を含む）を明確にするとともに、緊急時の適切な防護措置の内容及び資機材の整備の方針などに関し、福島県の実情を踏まえ、防災指針を策定するものとする。

第3 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

これらの取組の前提として、国は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の一日も早い非常事態宣言の終結に全力で努めるとともに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状況を随時分かりやすく国民に公表する。その際、作業従事者の放射線管理・緊急被ばく医療の強化等安全対策及び処遇内容の充実を図る。また、国は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の際のSPEEDI情報の扱いに関する指摘を踏まえ、緊急時の情報の発信や、放射線に関する情報の提供について、国民の信頼の回復に取り組む。

第6 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

廃止措置・事故再発防止対策については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉に向けた研究開発・事業推進や、新たな原子力安全規制体系の下での規制関係人材の育成における福島の拠点化を進める。